

◎新潟県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年1月6日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

監事 三条市鬼木新田250番地 高橋 一夫

退任年月日 令和4年12月13日